



平成 19 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社オストジャパングループ  
 (コード番号 2757 : 札証アンビシャス)  
 本社所在地 札幌市厚別区厚別南五丁目 1 番 7 号  
 代 表 者 代表取締役社長 村 上 睦  
 問 合 せ 先 取締役経営管理部長 山 田 耕 資  
 電 話 番 号 011-896-5533 (代表)  
 (URL <http://www.ost-japan.com/>)

### 定款一部変更のお知らせ

平成 19 年 9 月 3 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、平成 19 年 9 月 27 日開催予定の第 6 回定時株主総会において下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 一層の事業拡大に備え、機動的な資本政策を行えるよう、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)を 14,000 株から 19,120 株に変更するものであります。
- (2) 当社株式の上場により証券保管振替制度の適用を受けることとなりますので、現行定款第 9 条(株主名簿管理人)及び第 15 条(決議の方法)において、実質株主に関する所要の変更を行うもの、現行定款第 7 章 情報開示を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 } (条文省略) 第5条	第1条 } (現行どおり) 第5条
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,000</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,120</u> 株とする。
第7条 } (条文省略) 第8条	第7条 } (現行どおり) 第8条
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第9条 (現行どおり)
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 (現行どおり)



現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条 〈 第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条 〈 第33条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 情報開示</p> <p>(情報開示)</p> <p>第34条 <u>当社は、日本証券業協会が定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄(エマージング区分)として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を同協会が定める提出期限までに作成する。</u></p>	<p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条 〈 第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第16条 〈 第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

以 上